

矢吹法律事務所

ウェブ調停費用・報酬
(全て税抜の金額です)

(1) 申立て手数料 1万円

(2) 期日手数料
期日が3回まで 各当事者5万円

その後1期日について 各当事者1万円

(3) 成立手数料

- ・ 調停が和解により成立した場合は以下の計算による手数料のお支払いを頂きます。
- ・ 原則は、両当事者折半でご負担いただきますが、当事者の話し合い又はあっせん人の決定により定めます。

解決額

300万円以下	10%
300万円を超えて1500万円まで	3%
1500万円を超えて3000万円まで	2%
3000万円を超えて5000万円まで	1%
5000万円を超えて1億円まで	0.7%
1億円を超えて10億円まで	0.5%
10億円を超える部分	0.3%